

# くらしきハーモニーフェスタ2025企画運営業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、男女共同参画社会の実現を目指すため策定した、第四次くらしきハーモニープラン推進のための啓発事業である「くらしきハーモニーフェスタ2025」について、より効果的、効率的に事業を行うことを目的として、事業の企画運営業務を委託する事業者をプロポーザル方式で選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

## 2 業務概要

- (1) 業務名 くらしきハーモニーフェスタ2025企画運営業務委託
- (2) 履行場所 ライフパーク倉敷（倉敷市福田町古新田940番地）
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 業務内容 別紙「くらしきハーモニーフェスタ2025企画運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

## 3 実施形式 公募型

## 4 見積限度額 1,984,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 スケジュール

- (1) 公募開始 令和7年3月21日（金）
- (2) 参加申込の受付締切 3月31日（月）17時15分
- (3) 質問事項の受付締切 3月31日（月）17時15分
- (4) 質問事項の回答 4月3日（木）
- (5) 提案書提出締切 4月15日（火）17時15分
- (6) ヒアリング 4月22日（火）（予定）
- (7) 選考結果通知 4月25日（金）（予定）

## 6 参加資格

参加できるのは、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと
  - ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 賦課されている全ての税（国税、岡山県税、倉敷市税）を滞納していないこと
- (3) 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと
- (4) 参加申込書を提出する時点で、引き続き2年以上その業務を営んでいること
- (5) 参加申込書及びその添付書類に虚偽の記載がないこと
- (6) 参加申込の受付締切日から選考結果通知日までの間に倉敷市から指名停止措置を受けていないこと
- (7) 令和4年度以降において、国、地方公共団体又はその他の公共団体で類似業務の実績を有していること

## 7 参加申込

参加を希望し、「6 参加資格」の要件を満たす者は、次のとおり参加申込手続きを行うこと

- (1) 受付期間 令和7年3月31日（月）17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送（配達記録郵便又は書留）
- (3) 提出書類
  - ア 参加申込書【様式1】
  - イ 登記事項証明書（法人のみ）
  - ウ 納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明）
  - エ 実績一覧【任意様式（A4判1枚）】

オ 委任状【様式2】（本社が支店・営業所へ参加申込書の提出や契約等の業務を行う  
権限を委任する場合）

(4) 提出部数 各1部

(5) 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地  
倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

(6) その他

参加申込書を提出した者のうち、参加資格を満たしていないと判断した場合、個別に通知を行う。

## 8 質問及び回答

本公募に関する質疑及び回答は、次の方法で行う。

(1) 質問方法

質問書【様式3】に必要事項を記入の上、電子メールに添付し、倉敷市男女共同参画課（送付先：[gndeql@city.kurashiki.okayama.jp](mailto:gndeql@city.kurashiki.okayama.jp)）に送信すること。送信後に電話で受信確認すること

(2) 受付期間 令和7年3月31日（月）17時15分まで

(3) 質問事項の回答

令和7年4月3日（木）までに、全参加者の【様式1】に記載されたメールアドレスへ電子メールで回答する。ただし、質問内容によっては回答しない場合がある。

(4) その他

質問事項に対する回答をもって、本実施要領及び仕様書を補正したものとする。

## 9 提案書の提出

(1) 受付期間 令和7年4月15日（火）17時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。郵送の場合は必着

(2) 提出方法 持参又は郵送（配達記録郵便又は書留）

(3) 提出書類（全てA4判で作成のこと）

ア 提案書（両面印刷）

イ 会社概要及び類似業務の実績一覧

令和4年度以降において、実施した業務の名称、発注機関名、実施期間及び実施概要を記載すること

ウ 業務推進体制

業務推進体制並びに担当者の経歴及び実績等を記入すること

エ 見積書【様式4】及び見積内訳書

(4) 提出部数

正本1部、副本6部（副本は、参加者の社名、住所、社標などは、記載しないこと又はマスキングを施すこと）

(5) 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

## 10 ヒアリング（プレゼンテーション）

(1) 日 時 令和7年4月22日（火）（予定）

(2) 場 所 倉敷市役所（本庁舎5階）501会議室（予定）

(3) 実施時間 25分程度（提案説明15分、質疑応答10分程度）（予定）

※日程等詳細は、別途提案者へ通知する。

(4) 出席者 2名以内（企画から実施まで携わる者が出席すること）

(5) その他

ア 提案説明は、提出した提案書類に基づいた内容とし、追加提案及び資料配付は認めない。また、パソコンやプロジェクター等の機材の使用は認めない。

イ ヒアリング順は、提出資料の提出が遅かった者から行うこととする（提出順の逆）。

なお、郵送提出の場合は、到着日の17時15分に提出があったものとして扱う。

ウ 指定した時間までにヒアリングへの出席が確認できない場合は、参加意思がないものとみなす。

エ ヒアリングの録画、録音等は認めない。

## 11 評価基準 別紙「評価基準書」のとおり

## 12 選考方法

- (1) 評価基準書に基づき、提案書、ヒアリング等の審査により行う。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により順位を決定する。
- (4) 評価点が全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が1者であっても、評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
  - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
  - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - ウ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
  - エ ヒアリングに参加しなかった者
  - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
  - カ 見積書の金額が見積限度額を超えている者

## 13 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、ヒアリングに参加した全者に次の事項を電子メールで通知する。ただし、失格となった場合は、別途通知する。

- ・優先交渉権者名
- ・各参加者の得点

## 14 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応するので、第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

## 15 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金（倉敷市財務規則第173条により契約金額の100分の10以上）を納付すること。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金は減免する。
- (3) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。
- (4) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うこと
- (5) その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

## 16 その他

- (1) 参加者が4者を超えた場合は、ヒアリングに先立ち、書類審査により、上位4者程度を選考する場合がある。
- (2) このプロポーザルにかかる費用は、全て参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を倉敷市に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届【様式5】を提出すること
- (4) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより倉敷市が無償で使用できるものとする。

## 17 問い合わせ先

倉敷市市民局人権政策部男女共同参画課

〒710-8565 倉敷市西中新田640番地

電話 086-426-3105

FAX 086-426-0990

E-mail gndeql@city.kurashiki.okayama.jp